○財務省令第十一号

所得税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六号）の施行に伴い、並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）第六条の二第一項、第六項、第十一項及び第十二項の規定に基づき、租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律に基づく租税条約に基づく認定に関する省令の一部を次のように改正する。

平成二十二年三月三十一日

財務大臣　菅　**直**人

租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律に基づく租税条約に基づく認定に関する省令の一部を改正する省令

租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律に基づく租税条約に基づく認定に関する省令（平成十六年財務省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律に基づく租税条約に基づく認定に関する省令

第三条第二項第四号中「相手国の」を「相手国等の」に改め、同条を第四条とする。

第二条を第三条とする。

第一条第一項中「租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号。以下「法」という。）」を「法」に、「法第六条の二第六項」を「同条第六項」に改め、同条第二項第一号ロ中「（以下「相手国」を「又は締約者（以下「相手国等」に、「相手国に」を「相手国等に」に改め、同号ニ中「相手国に」を「相手国等に」に改め、同項第二号ロ、ハ及びホ並びに同項第三号イ中「相手国」を「相手国等」に改め、同号ロ及びハ中「相手国の」を「相手国等の」に改め、同号ホ中「相手国に」を「相手国等に」に改め、同項第四号ロ、ハ及びホ中「相手国」を「相手国等」に改め、同項第五号ロ及びハ中「相手国の」を「相手国等の」に改め、同号ホ中「相手国に」を「相手国等に」に改め、同条第三項第一号中「又は外国法人」を「若しくは外国法人」に、「相手国の」を「相手国等の」に改め、同条を第二条とし、第一条として次の一条を加える。

（租税条約の適用に関する条件を定める規定）

第一条　租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号。以下「法」という。）第六条の二第一項に規定する財務省令で定める規定は、次に掲げる規定とする。

一　所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の条約第二十二条4

二　所得及び譲渡収益に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の条約第二十二条6

三　所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とフランス共和国政府との間の条約第二十二条のA6

四　所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とオーストラリアとの間の条約第二十三条5

附　則

1　この省令は、平成二十二年六月一日から施行する。ただし、第三条を第四条とする改正規定、第二条を第三条とする改正規定、第一条第一項の改正規定、同条第三項第一号の改正規定（「相手国の」を「相手国等の」に改める部分を除く。）、同条を第二条とする改正規定及び第一条として一条を加える改正規定は、同年四月一日から施行する。

2　平成二十二年四月一日から同年五月三十一日までの間における改正後の租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律に基づく租税条約に基づく認定に関する省令第一条の規定の適用については、同条中「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」とあるのは、「租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」とする。

○財務省令第十二号

所得税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六号）及び所得税法施行令の一部を改正する政令（平成二十二年政令第五十号）の施行に伴い、並びに同令附則、所得税法（昭和四十年法律第三十三号）及び所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号）の規定に基づき、所得税法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年三月三十一日

財務大臣　菅　**直**人

所得税法施行規則の一部を改正する省令

所得税法施行規則（昭和四十年大蔵省令第十一号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「「扶養親族」」の下に「、「控除対象扶養親族」」を、「、扶養親族」の下に「、控除対象扶養親族」を加える。

第三十八条の三中「当該契約」を「当該損害保険契約等」に改める。

第四十条の五の見出し中「生命保険契約等」を「生命共済契約等」に改め、同条中「生命保険契約等となる共済に係る契約」を「生命共済契約等」に改める。

第四十条の六（見出しを含む。）中「個人年金保険契約等」を「年金給付契約」に改める。

第四十七条の二第一項中「掲げる場合」を「掲げる保険料」に改め、同項第二号中「第七十六条第四項」を「第七十六条第三項」に、「個人年金保険契約等に係る個人年金保険料の場合」を「旧個人年金保険料」に、「個人年金保険契約等の」を「旧個人年金保険料に係る同条第九項に規定する旧個人年金保険契約等の」に、「当該個人年金保険契約等に」を「当該旧個人年金保険契約等に」に、「法第七十六条第二項」を「同条第三項」に、「個人年金保険料に」を「旧個人年金保険料に」に改め、同号を同項第五号とし、同項第一号中「第七十六条第三項（生命保険料控除）」を「第七十六条第一項」に、「生命保険契約等に係る生命保険料の場合」を「旧生命保険料」に、「生命保険契約等の」を「旧生命保険料に係る同条第六項に規定する旧生命保険契約等の」に、「当該生命保険契約等に」を「当該旧生命保険契約等に」に、「法第七十六条第一項」を「同条第一項」に、「生命保険料に」を「旧生命保険料に」に改め、同号を同項第二号とし、同号の次に次の二号を加える。

三　法第七十六条第二項に規定する介護医療保険料　当該介護医療保険料に係る同条第七項に規定する介護医療保険契約等の保険契約者又は共済契約者の氏名及び当該介護医療保険契約等に係る保険料又は掛金が同条第二項に規定する介護医療保険料に該当する旨

四　法第七十六条第三項に規定する新個人年金保険料　当該新個人年金保険料に係る同条第八項に規定する新個人年金保険契約等の種類、保険契約者又は共済契約者の氏名、年金受取人の氏名及び生年月日、当該年金の支払開始日及び支払期間並びに当該新個人年金保険契約等に係る保険料又は掛金の払込期間及び当該保険料又は掛金が同条第三項に規定する新個人年金保険料に該当する旨

第四十七条の二第一項に第一号として次の一号を加える。

一　法第七十六条第一項（生命保険料控除）に規定する新生命保険料　当該新生命保険料に係る同条第五項に規定する新生命保険契約等の保険契約者若しくは共済契約者の氏名又は確定給付企業年金、退職年金若しくは退職一時金の受取人の氏名及び当該新生命保険契約等に係る保険料又は掛金が同条第一項に規定する新生命保険料に該当する旨

第四十七条の二第二項中「同号」を「法第七十七条第一項（地震保険料控除）」に、「法第七十七条第一項（地震保険料控除）」を「同条第二項」に、「同項」を「同条第一項」に改める。

第七十二条第二項第一号中「失効する損害保険契約」の下に「（令第二百九十八条第六項第二号に規定する損害保険契約をいう。）」を加える。